

# 松山市第4期障がい者計画（素案）の概要

## 第1章 背景

### 1 経緯

	計画期間	名称
第1期	平成19年度～平成23年度	松山市障害者計画
第2期	平成24年度～平成26年度	松山市第2期障害者計画
第3期	平成27年度～令和2年度	松山市第3期障害者計画

### 2 計画の理念、趣旨

理念「誰も取り残されず、みんなが安心して、いきいき暮らせるまち」

今回の計画は障がい者を取り巻く環境の変化に対応し、障がい者の高齢化や障がいの重度化等、多岐にわたる諸課題に適切に対処し、実効性のある施策を推進していくため、障害者基本法第11条第3項に基づく松山市の障がい者施策の基本的な計画として策定します。

計画の期間は令和3年度から令和8年度までの6年間です。

### 3 松山市第3期障害者計画（平成27年度から令和2年度まで）の成果

基本方針1「ともに支えあうやさしいまちづくり」：障がいの有無にかかわらず参加できるイベントなどを通して、相互理解を含めた心のバリアフリー化を進めることができました。このほか、ハード（公共施設等のバリアフリー）とソフト（聴覚障がい者の意思疎通支援等）両面で、バリアフリーの推進に努めました。

基本方針2「自分らしい暮らしづくり」：相談支援体制の充実、福祉サービスの量及び質の確保に努める等の取組を進めました。

基本方針3「安心して暮らせるいきいきとした生活づくり」：就労支援専門員による就労支援や障害福祉サービスの利用により、295人が一般就労へ移行するなどの成果が上がっています。

## 第2章 障がい者を取り巻く状況

身体障害者手帳所持者数はやや減少傾向にあり、社会全体の高齢化が更に進むことにより、加齢に伴う肢体不自由や生活習慣病に伴う内部障がいが増加し、障がいが増加すると見込まれます。療育手帳の所持者数はやや減少傾向にあり、今後、寿命の伸びや少子化により18歳以上の割合が増加すると見込まれます。精神障害者保健福祉手帳所持者数は、ほぼ毎年200人以上増加しており、今後も、様々な社会環境の変化に伴うストレスなどにより、精神疾患や精神障がいがある方は増加すると見込まれます。難病法及び児童福祉法に基づく、医療受給者証所持者数は、特定医療費（指定難病）が4,198人、小児慢性特定疾病が573人となっています。

## 第3章 施策体系（裏面参照）

### 第4章 個別の施策

#### 1 地域生活の支援

(1) 方向性：障がいのある人が、自らの選択により住み慣れた地域で暮らすため、包括的な支援体制を充実させ、障がい者やその家族の問題解決や不安解消に努めます。

(2) 具体的な施策：①意思決定支援、②相談支援、③障害福祉サービスをはじめとしたサービスの充実等、④保護者その他の家族に関する支援

#### 2 情報提供の充実、必要な情報への到達のしやすさの向上、意思疎通支援の充実

(1) 方向性：障がい者が必要な情報をスムーズに取得し活用できるように、必要としている情報へ到達しやすい環境整備を行い、障がい者への情報提供の質と量を充実させていきます。障がい者が、自らの意思を表示し、他者とのコミュニケーションを円滑に行うことができるよう意思疎通支援の充実を図ります。

(2) 具体的な施策：①情報提供の充実、②意思疎通支援

### 3 災害・危機事象対策の推進

(1) 方向性：災害や危機事象の発生時であっても、障がい者が地域で安心して生活できるよう、対策を充実させます。

(2) 具体的な施策：①災害対策、②危機事象対策

### 4 子どもの発達支援の充実

(1) 方向性：保健、教育、福祉の関係機関が連携し、障がいのある子どもが、その年齢、特性等に応じた切れ目のない支援を受けられることを目指します。

(2) 具体的な施策：①全般的な支援、②乳幼児期の発達支援、③学童期の発達支援、④医療的ケア児の支援

### 5 雇用の充実と経済的自立の支援

(1) 方向性：障がいのある人が、就労や生産活動を行うに当たって能力を最大限に発揮し、活躍できるよう、その特性に応じた支援の充実を図ります。

(2) 具体的な施策：①一般就労への移行等、②障害福祉サービスの充実

### 6 福祉を支える人づくり

(1) 方向性：福祉を支える人づくりを様々な角度から進めていきます。

(2) 具体的な施策：障がいのある人とない人の交流の場の確保、障害福祉サービス等の事業所で働く人材の確保

### 7 権利擁護の推進

(1) 方向性：差別解消、虐待防止及び成年後見の取組により、権利擁護を進めます。

(2) 具体的な施策：研修会の開催、合理的配慮の充実など

### 8 スポーツ、芸術文化活動その他社会参加の推進

(1) 方向性：障がいの有無にかかわらずスポーツや芸術文化活動を楽しめる場を創出し、共生社会の実現を図ります。

(2) 具体的な施策：スポーツ、芸術文化の行事の開催、関係者との連携

## 第5章 推進体制

各障がい施策の実施状況については、障がい者総合支援協議会（各部会を含む。）に進捗状況を報告し、状況について検証を行った上で、取組の見直しを検討するなど、計画の達成に向けた取組を進めていきます。

※数値目標は、別途「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の中で定めています。

### (第3章 施策体系)

障がい政策	障がい施策
1 地域生活の支援	①意思決定支援
	②相談支援
	③障害福祉サービスをはじめとしたサービスの充実等
	④保護者その他の家族に関する支援
2 情報提供の充実、必要な情報への到達のしやすさの向上、意思疎通支援の充実	①情報提供の充実
	②意思疎通支援
3 災害・危機事象対策の推進	①災害対策
	②危機事象対策
4 子どもの発達支援の充実	①全般的な支援
	②乳幼児期の発達支援
	③学童期の発達支援
	④医療的ケア児の支援
5 雇用の充実と経済的自立の支援	①一般就労への移行等
	②就労に関する障害福祉サービスの充実
	③その他
6 福祉を支える人づくり	－
7 権利擁護の推進	－
8 スポーツ、芸術文化活動その他社会参加の推進	－

# 松山市第6期障がい福祉計画・松山市第2期障がい児福祉計画（素案）の概要

## 第1章 背景

### 1 経緯

平成18年度から3年毎に計画を策定しており、平成30年3月に策定した計画は、障害児福祉計画も一体的に策定しています。

### 2 趣旨・目的等

本計画は、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供するための体制の確保を総合的かつ計画的に図ることができるよう、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき策定します。計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間です。

## 第2章 前計画の重点的に取り組む目標（令和2年度まで）の達成状況

### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

#### (1) 施設入所者の地域生活への移行について

- ・目標：3年間で41人の施設入所者が、地域生活に移行することを目指します。
- ・実績：合計8人が地域生活へ移行する見込みです。

#### (2) 施設入所者数の減少について

- ・目標：令和2年度末の施設入所者が、平成28年度末（451人）から9人減少することを目指します。
- ・実績：令和元年度末で、452人が施設入所しており、1人増加しています。

### 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

#### (1) 地域生活移行検討会など保健、医療、福祉関係者による協議の場について

- ・目標：保健、医療、福祉関係者による協議の場をより充実させます。
- ・実績：地域生活移行検討会等を毎年延べ約30回以上実施しました。

#### (2) 精神科病院からの地域生活への移行について

- ・目標：令和2年度までの3年間で、精神障害者地域移行・地域定着支援事業を利用して、精神科病院から60人が地域に移行することを目指します。
- ・実績：令和2年10月末までの間に、地域生活に移行したのは41人でした。

### 3 地域生活支援拠点等の整備

平成28年12月に地域生活支援拠点等の面的整備を行って以降、障がい者総合相談窓口、障がい者北部・南部地域相談支援センターなどの関係機関と連携し、必要な体制を確保しています。

### 4 福祉施設から一般就労への移行等

#### (1) 福祉施設から一般就労への移行について

- ・目標：令和2年度中に、福祉施設から一般就労への移行者数を80人にします。
- ・実績：令和元年度に、一般就労に移行した人数は84人でした。

#### (2) 就労移行支援事業の利用者数について

- ・目標：令和2年度末の就労移行支援事業の利用者数が、平成28年度末の利用者（112人）から22人以上増加することを目指します。
- ・実績：令和2年5月末時点では、就労移行支援事業の利用者数は91人でした。

#### (3) 就労移行支援事業所の就労移行率について

- ・目標：令和2年度中に、就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の4割以上とすることを目指します。
- ・実績：令和元年度の就労移行率が3割以上の事業所は50.0%でした。

#### (4) 就労定着支援事業の職場定着率について

- ・目標：就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを目指します。
- ・実績：令和元年度の職場定着率は90.0%でした。

## 5 障がい児支援の提供体制の整備等

- ・目標:平成 30 年度末までに、医療的ケア児の支援に関する協議の場を設置します。
- ・実績:平成 30 年度に協議の場を設置し、課題の洗い出しやその整理を行いました。

### 第 3 章 令和 5 年度末までに重点的に取り組む目標（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標）

---

#### 1 施設入所者の地域生活移行について

- ・令和 3～5 年度までの 3 年間で、令和元年度末の施設入所者数（452 人）の 4.0% に当たる 18 人以上が地域生活へ移行することを目指します。
- ・令和 5 年度末時点の施設入所者数を、令和元年度末の施設入所者数（452 人）から 1.1%以上減少（5 人以上減少）することを目指します。

#### 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について

- ・地域生活移行検討会など保健、医療及び福祉関係者による協議の場をより充実させ、「入院医療中心から地域生活中心へ」と更なる取組を推進します。
- ・令和 3～5 年度の 3 年間で、精神障害者地域移行・地域定着支援事業を利用して、精神科病院から 45 人が地域生活に移行することを目指します。
- ・地域生活に移行できた精神障がい者の安定した地域生活の継続のため、地域生活支援の強化を図ります。

#### 3 地域生活支援拠点等の整備について

- ・面的な整備を行っている地域生活支援拠点等を維持し、機能の充実に努めます。

#### 4 福祉施設から一般就労への移行について

- ・令和 5 年度中に、令和元年度実績（84 人）の 1.27 倍に当たる 107 人の一般就労への移行を目指します（内訳の数値目標もあり。）。
- ・就労移行支援事業等を通して、一般就労に移行する者のうち、7 割が就労定着支援事業を利用することを目指します。
- ・就労定着支援事業の就労定着率について、就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とすることを目指します。

## 5 障害児通所支援等の地域支援体制の整備について

- ・医療的ケア児について、保健、医療、障害福祉、保育、教育、医ケア児コーディネーター等の関係機関等が連携を図るための協議の場（松山市医療的ケア児支援検討会）を活用して、引き続き医療的ケア児への支援体制づくりの検討を進めます。

## 6 相談支援体制の充実・強化等について

- ・更なる総合的・専門的な相談支援が確保できるよう体制整備を進めます。
- ・地域の相談支援体制の強化を進めます。

## 7 障害福祉サービス等の質の向上について

障がい福祉課及び保健予防課に配属されている職員が、障害者総合支援法等の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要なとする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行います。

### 第 4 章 障害福祉サービス等の見込量等について

---

障害福祉サービス、相談支援、指定障害児通所支援、指定障害児相談支援等の種類ごとの必要な量の見込みを推計し、その確保のための方策を定めています。

### 第 5 章 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

---

地域生活支援事業の種類ごとの実績、今後の見込みその他の事業実施に関する事項を記載しています。

### 第 6 章 達成状況の点検及び評価について

---

重点的に取り組む目標の達成状況や障害福祉サービス等の見込量の状況については、障がい者総合支援協議会に進捗状況を報告し、状況について検証を行った上で、取組の見直しを検討するなど、計画の達成に向けた取組を進めていきます。